



居宅介護支援事業所 白ゆりあいの里

kyotakukaigosienjigyousyo shirayuriainosato

これからの暮らしを
新しいパートナーと
優しい環境の中で

介護に関する地域の相談窓口として

住み慣れた地域で自分らしく生活ができるようお手伝いします。
いま介護で困っていること、将来の介護で不安なこと、はじめての介護は
わからないことばかり。

白ゆりあいの里では、みなさまの“介護に関わる生活の変化”や“困りごと”
の相談に、ケアマネジャーが対応いたします。

Q1 「どうやって介護保険を利用できますか」

Q2 「将来の介護に不安があるので相談だけでもいいですか」

Q3 「自分の住んでいる地域で使える介護サービスは何があるのだろう」

介護で感じる不安を少しでも解消するためにお役立てください。
まずはお電話でご相談ください。

北区 東区

お電話ください。ご自宅までお伺いします
対象地域：札幌市全区・石狩市（浜益地区を除く）
石狩郡当別町のうち太美町、太美南、太美スターライト
獅子内、ビトエ

TEL:011-770-5884

家族の様子が最近おかしい…でも、どこに相談していいかわからない

**ご本人の思いを聞くこと
それが私たちの仕事です**

はじめて介護サービスを利用するときは、ご利用者さま、ご家族にとつてとても不安でハードルが高いことです。サービス開始前は、ご利用者さま本人は、自分の心身の変化に気づき始めているけれど認めたくない…。ご家族はもしも外部のサービスが入ることになったら生活スタイルが変わるのではないかという不安を抱えている状態です。

私たちケアマネは、どんな状況で何が不安かを聞いて寄り添うことから始めます。最初は電話で三十分ほどお話し、後日、ご本人やご家族にお会いするため2時間ほど、訪問してお話しします。サービス開始までに1〜2回訪問させていただくのが一般的です。

訪問すると「何をどうしていいかわからない」という、いわゆる現状のヒアリングから始める方と「〇〇というサービスを使いたい、どうかして」とすでに明確な希望をお持ちの方を2通りに分かります。「どうしていいかわからない」という状態の方でも、ケアマネジャーが一緒にお話しを伺うことで、どんな介護が必要か方向性が見えてきます。



私たちはご利用者さまの希望、感情、困りごと、心配、決意などあらゆる感情に寄り添い、一緒に考えて、感じて、想像することによって人らしく生きていけるようになることをサポートしていきます。何か困ったことがあればどんどん頼っていただきたいです。

情報誌『めりいさん』による取材記事より

イラスト／南 佳奈江

家族のこんなお悩みありませんか？

**Q 親と離れて暮らしています。
遠距離でも介護はできますか？**

A 介護することは可能です。ただ気を付けていただきたいのが、ご利用者さまの気持ち。どこで介護を受け、誰と居たいのかを聞き、介護を受けたい場所のケアマネジャーに相談するようにしてください。

**Q 急に親が倒れて介護状態に…。
何から手をつければよいでしょうか？**

A 入院中であれば病院のソーシャルワーカーに現在の状況、退院した後に起こる生活面での困りごとを相談しましょう。ソーシャルワーカーが地域のケアマネジャー、地域包括支援センターとつなげてくれます。

**Q 親が介護サービスを拒否します。
どうしたらよいですか？**

A この相談は非常によくある相談です。まずは、かかりつけの医師に相談し、医師から今の状態では介護が必要であることを説明してもらいましょう。それにより納得するパターンが多いです。

**Q 介護認定を受けるまでに
どれくらいの期間が必要ですか？**

A 介護認定の申請をして、介護認定審査会の結果が出るまでに約1〜2か月かかるとみておいてください。急なけがで介護状態になった場合は、暫定的に介護サービスを受けられる制度もあります。

**Q ケアプランにご利用者さま本人や
家族の意向をいれてもらえますか？**

A ご利用者さまやご家族の意向をしっかりヒアリングしたうえでケアプランをつくっていきます。今のケアプランが生活にあっていないと感じている場合は、ケアマネジャーに相談しましょう。

 在宅介護や介護保険に関するご相談

 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やご提案

 介護サービスの紹介や手続きの代行

 保険・医療・福祉・介護サービス事業者との連絡・調整

 住宅改修や福祉用具購入のご相談



地域のみなさまが安心して在宅介護ができる支援をさせていただきます

申し込みからサービス提供までの簡単な流れ How to Order

①申し込み request

お電話でご相談ください。

②訪問 visit

ケアマネジャーが訪問させて頂き、状況確認や詳しい説明をさせていただきます。

③契約 agreement

契約内容や重要事項についてご説明させていただきます。
同意いただければ、ご契約となります。

④サービス担当者会議

ご本人、ご家族、サービス事業所にお集まり頂き打ち合わせをします。

⑤ケアプラン作成 care plan

ご本人、ご家族と相談の上、ケアプランを作成します。

⑥サービス提供 service

ケアプランに基づいたサービスが開始されます。